

美里町監査委員告示第5号

地方自治法第242条第1項の規定による請求について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果について次のとおり公表する。

令和3年11月22日

美里町監査委員 相馬 光喜

美里町監査委員 櫻井 功紀

第1 請求のあった日

令和3年10月4日

第2 請求人

3人

第3 請求の内容（原文のとおり）

1 請求の要旨

美里町青生地区における美里町発注の委託業務「青生北線ほか除草業務」について、青生地区では、土地改良区からのお知らせに基づき、毎年、3月中旬から9月上旬迄の間に春は堀払い、夏2回と秋と除草作業を実施している。本地区は、平成24年から農地・水保全管理交付金、平成26年からは事業名が変更となり多面的機能支払交付金（国50%、県25%、町25%の負担）の事業を町が事業主体となり交付金を受け除草作業を実施している。しかし、町は年2回（1回目：5月下旬から6月上旬、2回目：8月下旬から9月上旬）松ヶ崎青年団に「青生北線ほか除草業務」を発注している。

集落では、町が発注していることを知らされず、町道沿いの除草も含め除草作業を実施しておりました。上記の除草作業は時期が重なっており、町は双方の事業主体であるため、内容は十分に把握しているはずですが、しかし、内容を精査しないまま公金が二重に支払われている。また、経緯は不明であるが、町内の除草作業についてのほとんどが集落に発注されているのに、本地区は任意団体である青年団に発注されている。

委託金については、平成24年から令和2年迄合計8,594,150円で、その金額が個人の通帳に振り込まれており、平成24年から平成27年迄は、当時現職だった役場職員■■■■の通帳に振り込まれている。このようなことは社会通念上あり得ないことである。

令和3年6月上旬、この事実が明らかになり、松ヶ崎青年団では、今年の草刈りを実施しておらず、なんら問題はない状況である。つまり町発注分は不要と言うことである。

このことは、町が委託業務を発注する際、地区に対して十分な説明と現状を把握しないことと、及び業務完了後の現状確認を精査（完了報告書に疑義あり）していない

ことから起きたことであり、これらの内容を徹底していれば早い段階で事実関係が判明していたはずで町の責任は重大である。

以上のことから事実関係を認識し委託金の返還と今後地区への委託業務については、十分な説明と現状確認をして発注するように求める。

2 請求の要旨に添付された事実を証する書面

- ① 一級町道 青生北線、一級町道 牛飼松ヶ崎線（位置図7）位置図
- ② 青生広域協定 活動区域 図面
- ③ 令和3年度多面的機能支払交付金のあらまし（農林水産省パンフレット）及び多面的機能支払交付金実施要綱 事業概要
- ④ 令和2年度 土地改良区からのお知らせ
- ⑤ 令和2年度 水路払い竣工検査復命書
- ⑥ 令和2年度 青生広域協定運営委員会議案
- ⑦ 令和2年度 多面的機能支払交付金申請書、請求書
- ⑧ 令和2年度 青生広域協定通帳の写し
- ⑨ 令和2年度 春、夏1、夏2、秋 受領書
- ⑩ 美里町が青生松ヶ崎青年団に支払った契約金額一覧表
- ⑪ 美里町が町道除草業務の委託契約をしている団体一覧表
- ⑫ 美里町が松ヶ崎青年団と締結した業務委託契約書及び業務設計書
- ⑬ 令和2年度 美里町が青生松ヶ崎青年団に関わった支出命令
- ⑭ 令和2年度 美里町が青生松ヶ崎青年団に関わった請求書
- ⑮ 令和2年度 美里町が青生松ヶ崎青年団に関わった契約履行確認書
- ⑯ 令和2年度 美里町が青生松ヶ崎青年団に関わった業務完了報告書
- ⑰ 令和3年度 土地改良区からのお知らせ
- ⑱ 令和3年度 水路払い竣工検査復命書
- ⑲ 令和3年度 水路払い状況写真（7/19、8/31撮影）

（注）事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

第4 請求書の受理

本件監査請求は、令和3年10月8日付けでこれを受理した。

第5 監査の実施

本件監査請求について、地方自治法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査資料の請求

令和3年10月15日付けで町長に対し請求人の請求要旨に関連する書類等の提出を求め、令和3年10月29日付けで提出を受けた。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

本件監査請求について、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年11月2日、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人が請求の要旨を補足する陳述を行った。また、請求人から当該請求に係る新たな証拠が提出された。

請求人から提出された証拠書類は、次のとおりである。

- ① 土地改良区からのお知らせ（平成26年度分から令和3年度分まで）
- ② 青生北線ほか除草業務に係る令和2年度の請求書

3 監査の対象課

建設課、産業振興課、会計課

4 陳述を聴取した職員

建設課長、同主事、産業振興課長、同課長補佐、同主幹兼農地整備係長、
会計管理者

5 監査対象事項

本件監査請求において、請求人は、美里町職員措置請求書及び請求人の陳述の中で、青生北線ほか除草業務に対する公金の支出が不当である旨を主張していることから、監査対象事項は、青生北線ほか除草業務における委託料の支出負担行為、支出命令及び支出とした。

なお、請求人が令和3年10月4日付け美里町職員措置請求書や陳述において言及している町の説明不足等については、地方自治法第242条第1項で規定する監査の対象である違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財務に関する怠る事実には該当しないことから、監査の対象とはならないものと判断した。

第6 監査結果

本件監査結果については、合議により、次のとおり決定した。

本件監査請求のうち、平成24年から令和元年までの期間における青生北線ほか除草業務委託料の支出等に係る請求については、地方自治法第242条第2項で規定する請求期間を経過しており、同項で規定する「正当な理由があるとき」にも該当しないため、これを却下する。

令和2年における青生北線ほか除草業務委託料の支出等に係る請求については、当該支出負担行為及び支出命令は、地方自治法第242条第2項で規定する請求期間を経過しており、同項で規定する「正当な理由があるとき」にも該当しないためこれを却下し、当該支出は、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

1 監査対象事項に係る主な事実経過等

町は、令和元年5月20日、松ヶ崎青年団と青生北線ほか除草業務の業務委託契約を締結した。委託期間は、令和元年5月21日から令和3年9月30日までである。

町は、当該業務委託契約に基づき、支出負担行為日を令和2年4月1日として、令和2年度の青生北線ほか除草業務委託料984,500円の支出に係る支出負担行為をしている。

受託者である松ヶ崎青年団は、令和2年9月25日に町へ業務完了報告書を提出し、町は同日これを収受した。同日、建設課職員により契約の履行が確認され、契約履行確認調書が作成された。

同日令和2年9月25日、町は、受託者である松ヶ崎青年団から令和2年度の青生北線ほか除草業務委託契約に基づく請求書を提出され、これを検収している。当該請求書及び履行確認調書に基づき、令和2年9月25日、建設課職員により支出命令書が起票された。

令和2年10月8日、会計管理者は、令和2年度の青生北線ほか除草業務に係る支出負担行為及び支出命令に基づき、受託者である松ヶ崎青年団に委託料984,500円を支払った。

2 職員の陳述の聴取

(1) 建設課職員の陳述

町長から提出された監査関係書類では、令和2年における青生北線ほか除草業務委託料の支出命令に係る決裁日が明確ではなかったことから、建設課職員に確認した結果、当該支出命令は、令和3年9月29日、TASKクラウド公会計システムにおける電子決裁機能により建設課長が専決したものであることが判明した。

なお、美里町事務決裁規程第4条では、1件1,000,000円以下の支出負担行為及び支出命令は課長等の専決事項であることが規定されている。

(2) 会計管理者の陳述

青生北線ほか除草業務に対する公金の支払いは、支出負担行為及び支出命令に基づき、関係法令に従って適法に行ったものである。

3 理由

(1) 請求期間

住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実を対象として行われるものであるところ、行為についての監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないものとされている（地方自治法第242条第2項本文）。そして、ここにいう当該行為とは、具体的な個々の財務会計上の行為をいうものと解される。

住民監査請求のその始期について、最高裁判例（平成14年7月16日）によれば、支出負担行為、支出命令、支出は互いに独立した財務会計上の行為というべきである。

公金の支出の違法又は不当を問題とする監査請求においては、いずれを対象にするのか、これらの行為がそれぞれ監査請求の対象事項となる。

よって、支出負担行為、支出命令、支出についての監査請求期間は、それぞれの行為から各別に計算するべきである。

平成24年から令和元年における青生北線ほか除草業務委託料の支出等は、支出負担行為、支出命令、支出のいずれも地方自治法第242条第2項で規定する請求期間を経過したものである。

また、令和2年度の青生北線ほか除草業務委託料の支出等のうち、支出負担行為は、支出負担行為日を令和2年4月1日として同年6月5日に担当職員が起票し、同年6月8日に決裁されたものであり、支出命令は、令和2年9月29日に決裁されたものである。本件請求のあった日は令和3年10月4日であることから、当該支出負担行為及び支出命令は、地方自治法第242条第2項で規定する請求期間を経過したものである。

なお、本件監査請求においては、地方自治法第242条第2項ただし書きで規定される正当な理由は適示されていない。

(2) 支出

青生北線ほか除草業務委託料の支出については、会計管理者により令和2年10月8日に行われており、本件請求は地方自治法第242条第2項で規定する請求期間内になされたものであることから、監査を行った。

当該委託料の支出は、会計管理者が支出負担行為及び支出命令に基づき、地方自治法第232条の4第1項及び第2項により適切に処理しており、一連の手続きに何ら違法、不当な事項は見当たらない。

以上のことから、本件監査請求のうち、平成24年から令和元年までの期間における青生北線ほか除草業務に対する支出等に係る請求及び令和2年における青生北線ほか除草業務に対する支出負担行為及び支出命令に係る請求については、請求要件を欠き不適法であることからこれを却下し、令和2年における青生北線ほか除草業務に対する支出に係る請求については、請求に理由がないものと認め、これを棄却するのが相当であると判断する。

なお、契約期間最終年である令和3年度分については、令和3年9月22日に松ヶ崎青年団との間で業務を実施しないこととする変更契約を締結している。

第7 意見

監査を行う中で、町の今後の除草に関する事務執行において留意すべきと思われる点が見受けられたので、町長に対し次のとおり意見を付す。

農村地域の多面的機能の維持、発揮を図り、地域資源の適切な保全管理を推進するため、地域の共同活動に係る支援として、多面的機能支払交付金制度があり、交付金の対象となる保全活動には、農地法面の草刈りが含まれる。一方、町は、町道の維持管理を図るため、町道路肩及び法面の除草を町道に近接する土地の地権者等で構成される団体に委託している。町内には農地の中に町道が通っている箇所が多数あり、この法面に関する除草の区分けが明確でなく、本件請求にあるような疑念を抱かせる原因となっている。

この原因の解消に努めるよう求める。